

もうかる6次化・農商工連携支援事業費補助金交付要綱

制定 平成27年3月30日付第201400200732号

鳥取県農林水産部長通知

最終改正 令和4年4月8日付第20220003479号

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、もうかる6次化・農商工連携支援事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則で定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、意欲ある農林漁業者、連携する食品加工業者等が行う6次産業化や農商工連携による取り組みを支援することにより、元気な農林漁業者等を育成し、地域農林水産業の振興、地域経済の活性化を図ることを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表1の第1欄に掲げる事業（以下「対象事業」という。）について、次に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

(1) 同表の第1欄（1）に掲げる事業（以下「直接補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者

(2) もうかる6次化・農商工連携支援事業（6次産業型・農商工連携型）実施要領（平成27年3月30日付第201400200732号農林水産部長通知）に基づいて認定されたプラン（以下「プラン」という。）に基づき行われる同表の第1欄（2）又は（3）に掲げる事業（以下「間接補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、その者が行う間接補助事業に要する同表の第3欄に掲げる経費（以下「間接補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に同表の第4欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額に、同表の第5欄に定める額（ただし、1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。）を加算した額以上の間接補助金を交付する市町村

2 本補助金の額は、次のとおりとする。ただし、別表1の第2欄に掲げる事業実施主体の区分ごとに同表の第6欄に掲げる額（以下「補助上限額」という。）を上限とする。

(1) 直接補助事業に要する、同表の第3欄に掲げる経費（以下「直接補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額を除く。）に補助率を乗じて得た額以下とする。

(2) 間接補助事業の単年度におけるプラン1件当たりの支援事業については、間接補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額以下とする。

3 鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

4 第1項の規定にかかわらず、別表2の第2欄に掲げる事業区分にかかる同表の第1欄の要件のいずれかに該当する事業については、本補助金の額に同表の第4欄に定める額（ただし、1

円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。)を加算した額以上の間接補助金を交付する市町村に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

- 5 前項に規定する本補助金の額は、第2項の規定にかかわらず、間接補助対象経費の額に別表2の第3欄に定める率を乗じて得た額以下とし、かつ、別表1の第2欄に掲げる事業実施主体の区分ごとの単年度における支援事業に係る本補助金の額は補助上限額に2分の3を乗じた額以下とする。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、知事が定める日までに行わなければならない。

- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易免税事業者、特定収入割合が5%を超えている公益法人等(消費税法別表第三に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等)若しくは地方公共団体であるとき、又は簡易仕入控除税額が明らかでないときは前条第2項及び第6項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む直接補助対象経費又は間接補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額(以下「仕入控除税額を含む額」という。)の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から25日以内に行うものとする。

- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第2号によるものとする。
- 3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項及び第6項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額(変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。)から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(間接交付の条件)

第6条 本補助金の交付を受ける市町村(以下「補助事業者」という。)は、第3条第1項に規定する間接補助金(以下単に「間接補助金」という。)を交付するときは、その交付を受ける者(以下「間接補助事業者」という。)に対し、次の表の左欄に掲げる規則の規定(これらの規定中同表の中欄に掲げる字句を同表の右欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えたものとする。)に準じた内容の条件を付さなければならない。

第12条(第4項を除く。)、第13条、第14条、第16条第2項後段、第17条、第25条及び第26条	補助事業者等	間接補助事業者
	交付決定	間接交付の決定
	補助事業等	間接補助事業
	知事	補助事業者
	様式第2号による	補助事業者が定める
	対象事業	間接補助事業
	様式第3号による	補助事業者が定める

	補助金及び間接県費補助金等	間接補助金
--	---------------	-------

(承認を要しない変更等)

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、別表1の第7欄に定めるもの以外の変更とする。

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(間接的な変更等の承認)

第8条 本補助金の交付を受ける市町村は、第6条の規定により付した規則第12条の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業について変更等の承認をしようとする時は、あらかじめ規則様式第2号による申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

2 第5条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。

3 本補助金の交付を受ける市町村は、第1項に規定する条件に基づき、規則第12条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の別に定める変更等を定めるに当たっては、間接補助事業ごとに別表1の第7欄に定める変更並びに間接補助事業の中止及び廃止を定めてはならない。

(指示等の報告)

第9条 本補助金の交付を受ける市町村は、第6条の規定により付した規則第13条又は第16条第2項後段の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業者に対して指示をし、又は間接補助事業者から報告を受けたときは、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

(実績報告の時期等)

第10条 規則第17条第1項の規定による報告(以下、「実績報告」という。)は、次に掲げる日までに行わなければならない。

- (1) 規則第17条第1項第1号の場合にあっては、直接補助事業又は間接補助事業の完了の日から30日を経過する日又は完了の日の属する年度の3月5日のいずれか早い日。
- (2) 規則第17条第1項第2号の場合にあっては、直接補助事業又は間接交付の中止若しくは廃止の日から20日を経過する日。

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第3号によるものとする。

3 補助事業者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額(以下、「実績報告控除税額」という。)が交付決定額に係る仕入控除税額(以下、「交付決定控除税額」という。)を超える場合は、直接補助事業又は間接補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額)を超えるときは、様式第4号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(間接補助金の支払)

第11条 補助事業者は、間接補助事業にかかる本補助金の支払を受けたときは、その支払いを

受けた額に応じた額の間接補助金を、遅滞なく間接補助事業者に支払わなければならない。

(財産の処分制限)

第12条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間）とする。

2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 取得価格又は効用の増加価格が500千円以上の機械及び器具

(2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの。

3 第5条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

(間接的な財産処分の承認)

第13条 補助事業者は、第6条の規定により付した規則第25条第2項の規定に準じた内容の条件に基づき、財産の処分の承認をしようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

2 第5条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。

3 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第25条第2項ただし書きの期間を定めるに当たっては、前条第1項に定める期間より短い期間を定めてはならない。

4 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第25条第2項第4号の財産を定めるに当たっては、前条第2項に掲げる財産を定めなければならない。ただし、当該財産以外の財産を定めることを妨げない。

(補助金の返還等)

第14条 補助事業者は、第3条第4項及び第5項に基づき本補助金の交付を受けた間接補助事業者が、別表2の第5欄に該当する場合は、速やかに間接補助事業者に対して様式第5号による届出を指示し、知事に報告しなければならない。この場合においては、交付された本補助金の額に3分の1を乗じた額を上限に、規則第21条第1項の規定により交付決定の一部を取り消し、規則第22条第1項により補助金の返還を命ずるものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 天災等、間接補助事業者の責めに帰さないやむを得ない事情により同表第1欄の要件を満たすことが困難になったと認められる場合

(2) その他、農林水産部長が特に認めた場合

(収益納付)

第15条 補助事業者は、交付事業により取得し又は効用の増加した財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入があったことを知った日から10日以内に、知事にその旨を報告しなければならない。

2 前項の場合において、知事がその収入の全部又は一部に相当する額を県に納付するよう指示したときは、補助事業者は、これに従わなくてはならない。

(提出書類)

第16条 規則及びこの要綱の規定により県に提出する書類の提出先は下記のとおりとする。

事業区分	事業主体	提出先
スタートアップ型（水産分野以外）	農林漁業者、加工グループ、農林水産業を営む法人	東部農林事務所（八頭郡内に係るもののにあっては、東部農林事務所八頭事務所とする。）、中部総合事務所又は西部総合事務所（日野郡内に係るもののにあっては、西部総合事務所日野振興センターとする。）
	農林漁業者、加工グループ、農林水産業を営む法人以外の食のみやこ推進サポーター	東部農林事務所、中部総合事務所又は西部総合事務所
6次産業型（水産分野以外）		東部農林事務所（八頭郡内に係るもののにあっては、東部農林事務所八頭事務所とする。）、中部総合事務所又は西部総合事務所（日野郡内に係るもののにあっては、西部総合事務所日野振興センターとする。）
農商工連携型（水産分野以外）		東部農林事務所、中部総合事務所又は西部総合事務所
スタートアップ型、6次産業型又は農商工連携型（水産分野）		農林水産部水産振興局水産振興課

(雑則)

第17条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成27年4月1日から施行する。
 - 2 この要領は、平成27年7月15日から施行する。
 - 3 この要領は、平成28年3月30日から施行する。
 - 4 この要綱は、平成29年3月27日から施行し、平成29年度事業から適用する。
 - 5 この要綱は、平成30年3月29日から施行し、平成30年度事業から適用する。
 - 6 この要綱は、平成31年3月14日から施行し、平成30年度事業から適用する。
 - 7 この要綱は、令和2年3月27日から施行し、令和2年度事業から適用する。
 - 8 この要綱は、令和3年3月26日から施行し、令和3年度事業から適用する。
 - 9 この要綱は、令和4年4月8日から施行し、令和4年度事業から適用する。
- なお、この要綱の改正前の規定によりプランの認定を受けた事業については、なお従前の例による。